

# J F E スチール(株)東日本製鉄所(千葉地区)における 公害の防止に関する協定違反について

平成17年4月15日

千葉県環境生活部

千葉市環境局環境保全部

このたび、J F E スチール(株)東日本製鉄所(千葉地区)において、ダスト精錬炉の改善対策に関連して、J F E スチール(株)が公害の防止に関する協定に定める事前協議を行わずに改善工事に着手し、ダスト精錬炉の冷却塔\*を撤去したことが判明しました。

本日(4月15日)、J F E スチール(株)から、この件についての報告書が県及び千葉市に提出されました。

冷却塔の撤去は、改善対策の一環として行われたとはいえ、公害の防止に関する協定の手続に違反する行為であることから、県及び千葉市は、公害の防止に関する協定に基づき、J F E スチール(株)に対し、今後の改善対策が適切に行われるよう早急に指示する予定です。

なお、現在、ダスト精錬炉の改善工事は停止しています。

## 1 今回の事案の概要

(1) 公害防止協定においては、より適切な環境保全対策を講じていくために、同協定独自の制度として、事業者が生産施設や公害防止施設の設置、変更等を行う場合は、県・市に事前に協議を行う「事前協議」の制度を設けています。

### 【参考】公害防止協定第4条(生産施設等の増設等の事前協議)

乙(JFEスチール)は、生産施設又は公害防止施設を新設し、増設し、又は変更しようとするときは、事前に甲(県、千葉市)と協議のうえ、その了解を得なければならない。

(2) 今回のダスト精錬炉の冷却塔\*の撤去については、本来であれば、この事前協議を経て行われるべきところを、これを經ずにJ F E スチール(株)の判断で実施されたものです。

\* ダスト精錬炉の冷却塔：ガス洗浄冷却施設の関連施設。なお、この施設については千葉市において水質汚濁防止法に基づく改善命令及び施設の使用の一時停止命令(5カ月間)の措置を行っている

### (3) これまでの経緯

4月5日：千葉市がダスト精錬炉の現状を現地確認した際、ダスト精錬炉の冷却塔が撤去されていることが判明

4月7日：J F E スチール(株)から、県・市に対し、事実関係について口頭で報告

4月8日：県・市合同でJ F E スチール(株)へ立入調査を実施し撤去の事実を確認

4月11日：県・市合同でJ F E スチール(株)からのヒアリングを実施

4月15日：J F E スチール(株)から報告書提出

## 2 今後の対応

本事案は、改善対策の一環とはいえ、公害防止協定に違反する行為であり、今回の事態を招いたことは、公害の防止に関する協定の遵守事項が所内全体へ未だ周知徹底されておらず、環境管理体制も十分に機能していないことの現われであり、極めて遺憾であります。

このため、J F E スチール(株)に対し、文書で嚴重注意のうえ、

公害防止協定の事前協議の手續を速やかに実施すること。

事前協議が整うまでの間、ダスト精錬炉の改善工事等を停止すること。

などを早急に指示する予定です。

なお、水質汚濁防止法に係る対応については、千葉市において別途行う予定です。

### 【問い合わせ先】

千葉県：環境生活部環境政策課

副課長：寺井(043-223-4659)

副課長：遠山(043-223-4650)

千葉市：環境局環境保全部環境規制課

課長：久能(043-245-5193)

環境局環境保全部環境調整課

課長：高瀬(043-245-5182)